

ニセコ町水道事業条例改正案の縦覧

下記の条例を改正したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項の規定に基づき公表し、意見を求める。

令和8年（2026年）1月31日

ニセコ町長 田中健人

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1 改正する条例名 | ニセコ町水道事業条例 |
| 2 改正条例の素案 | 別紙のとおり |
| 3 改正の理由 | 令和元年度の水道料金改定に伴い旧営農用契約の農業事業者を対象にした激変緩和措置（個別受給給水契約）について、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し適用期間を1年間延長することとするため、本条例の一部改正を行うものである。 |
| 4 公表の期間等 | |
| （1）縦覧の期間等 | とき 2月2日（月）から2月16日（月）まで
ところ ニセコ町役場上下水道課 |
| （2）意見の受付期間 | とき 2月2日（月）から2月16日（月）まで
ところ ニセコ町役場上下水道課 |
| 5 提出された意見項目の公表等 | とき 2月18日（水）
ところ ニセコ町役場上下水道課 |

※本縦覧に関するお問合せ先

〒048-1595 ニセコ町字富士見55番地
ニセコ町上下水道課維持係（担当：馬渕、不在時：加藤）
電話：0136-56-8847 FAX：0136-44-3500
執務時間：午前8時30分から午後5時15分